

随意契約による土地の売却について

島根県では、大田市温泉津町小浜にある下記土地を売却するため一般競争入札を実施しましたが、入札参加者がなく、不落札となりました。

つきましては、下記のとおり随意契約を受け付けますので、契約を希望される方は必要書類の提出をお願いします。

記

1 売払物件の表示

(1) 物件名 元大田警察署公事田職員宿舍

【土地】

区分	地目	所在地	面積(公簿・実測)
土地	宅地	大田市温泉津町小浜字公事田イ529番11	280.45㎡
土地	宅地	大田市温泉津町小浜字公事田イ529番12	52.23㎡

(2) 物件概要 下記7の場所に備え付ける物件概要に記載する。

2 予定価格について

予定価格(最低価格) 金2,460,000円

(入札を設定した日時 令和2年9月16日(水)13時30分(入札申込がなかったため入札不実施。))

3 売却方法について

予定価格以上の価格で、随意契約により売却することが可能です。

(地方自治法施行令第167条の2第1項第8号)

4 随意契約について

(1) 提出書類

- ①普通財産譲渡申請書(公有財産の取得、管理及び処分に関する規則(平成6年1月28日島根県規則第1号 様式第16号)、以下「申請書」と記載します。)
- ②身分証明書(法人の場合は登記事項証明書)
- ③島根県税に未納がないことの証明書
- ④消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書
- ⑤入札参加資格に関する誓約書

詳細は下記7の場所に備え付ける入札参加案内に記載しています。

(2) 提出方法

文書による申請書等の提出が必要(持参又は郵送)です。(電子メール、FAX、電話等による申請は受け付けません。)郵送による場合は、書留又は簡易書留としてください。

(3) 提出先

〒690-8501

松江市殿町1番地 島根県総務部管財課 財産活用推進室 公有財産グループ

(4) 申請書等の受付

申請書等は先着順で受け付けます。(申請書等に不備等がある場合は、申込みとなりませんのでご注意ください。また、申込みが同時に行なわれたと認められる場合は、当課職員の抽選により申込み順を決定します。)

(5) 申請書等の受付期限

次回の一般競争入札による処分手続きを開始するまで。

ただしこの期限は、予告しないで繰り上げる場合があります。(一般競争入札による処分手続き開始前でも、随意契約の申請受付を終了する場合があります。)

なお、繰り上げに係る文書掲示、島根県のホームページへの掲載は行いません。

(6) その他

申請書等を受け付けた後、見積書の提出、契約保証金の納付、契約書の調製等の手続きが必要です。

5 申請書の提出制限

次の方は、申請書等の提出はできません。

- ①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

- ②地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定のいずれかに該当すると認めるときから3年を経過しない者、また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ③島根県税について未納の徴収金がある者
- ④消費税及び地方消費税について未納の税額がある者
- ⑤地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する者
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者
- ⑦無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体
- ⑧入札参加に関して、県から指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者

6 一般競争入札に係る手続きの準用

随意契約による売却手続きは、入札にかかる手続きに準じて行います。この手続きについては、下記7の場所に備え付ける入札参加案内に記載しています。

7 問い合わせ先並びに物件概要及び入札参加案内（契約条項等を含む。）を備え付ける場所

松江市殿町1番地 島根県総務部管財課 財産活用推進室 公有財産グループ（TEL 0852-22-6416）

令和2年9月10日

※この掲示に係る情報は、島根県のホームページに掲載しています。

島根県ホームページ>組織情報>総務部 管財課>未利用県有地の売却について>すぐに購入できる物件

（以下余白）

令和 年 月 日

島根県知事様

申請者 住所

氏名

普通財産譲渡申請書

下記のとおり普通財産を譲渡していただきたく、関係書類を添えて申請します。
記

譲渡を希望する財産	口 座 名	元大田警察署公事田職員宿舎
	所 在 地	大田市温泉津町小浜字公事田イ529番11、イ529番12
	種 類	土地
	構 造 又 は 目 地	宅地
	数 量	332.68㎡ (公簿・実測)
使 用 目 的	_____	
譲 渡 希 望 価 額	別途、見積書を提出する。	
そ の 他 必 要 事 項		
添 付 書 類	(1) 身分証明書 (但し法人にあつては登記事項証明書) (2) 県税の未納の徴収金がない旨の証明書 (3) 未納の消費税額及び地方消費税額が無い旨の証明書 (4) 入札参加資格に関する誓約書	

連絡先 _____

見 積 書

十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

ただし、元大田警察署公事田職員宿舎

大田市温泉津町小浜字公事田イ529番11、イ529番12

【土地】332.68㎡（公簿・実測）

上記のとおり、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）その他現地等を承知のうえ見積りします。

令和 年 月 日

島 根 県 知 事 様

住所 _____

氏名 _____

注1 見積金額の記載は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

注2 法人の場合は、法人の本店所在地、法人名、代表者氏名を記載してください。

土地売却公告

島根県では、大田市温泉津町小浜にある島根県の土地を、一般競争入札により売却することとしました。購入を希望される方は、下記事項を参考の上ご参加ください。

なお、入札に参加される方は、この公告並びにこの公告に記載し所定の場所に備え付ける物件概要、入札参加案内（契約条項等を含む。）及び物件状況確認書（告知書）に記載する事項を承知及び承諾のうえ参加するものと見なしますので、ご注意ください。

令和2年8月4日

島根県知事 丸山達也

記

1 売払物件の表示等

(1) 物件名 元大田警察署公事田職員宿舍

【土地】

区分	地目	所在地	面積（公簿・実測）
土地	宅地	大田市温泉津町小浜字公事田イ529番11	280.45㎡
土地	宅地	大田市温泉津町小浜字公事田イ529番12	52.23㎡

(2) 物件概要 下記11の場所に備え付ける物件概要に記載のとおりとします。

入札参加の検討にあたって、物件について調査を希望される方は、物件概要及び入札参加案内をご覧ください。

(3) 物件の状況 下記11の場所に備え付ける物件状況確認書（告知書）に記載のとおりとします。

なお、落札者には、契約に先立って物件状況確認書（告知書）に、当該告知を受けた旨署名又は記名・押印していただく必要があります。

2 予定価格（最低入札価格） 金2,460,000円

3 入札事前説明会

入札参加を希望される方はご参加ください。

物件について説明のうえ、物件状況確認書（告知書）により物件状況の告知を行います。（落札者には、契約に先立って物件状況確認書（告知書）に当該告知を受けた旨署名又は記名・押印していただく必要がありますので、ご参加ください。）

あわせて、入札及び契約に関する説明を行います。

(1) 日時 令和2年8月21日（金）13時00分から

(2) 場所 現地（大田市温泉津町小浜字公事田イ529番11、イ529番12）で説明した後、会場（大田市大田町大田イ1-3 大田集合庁舎 第1会議室）へ移動します。

※入札事前説明会に参加される場合、令和2年8月17日（月）までに島根県総務部管財課財産活用推進室公有財産グループ（TEL 0852-22-6416）まで、ご連絡ください。参加者がいることを確認したうえで現地にて事前説明を実施します。

※入札事前説明会に参加されることが入札参加要件ではありませんが、参加されなかったことによる不利益は入札参加者に帰します。

※今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては日程を変更する可能性があります。

4 入札参加申込

入札参加を希望される方は、必ず参加申込を行ってください。

(1) 申込期限 令和2年9月9日（水）17時15分（必着）までに以下の書類を提出してください。

①入札参加申込書

②身分証明書（法人の場合は現在事項全部証明書）

③島根県の各県民センター所長又は隠岐支庁長が発行する「未納の徴収金がない旨の証明書」

④納税地を所管する税務署長が発行する「未納の消費税額及び地方消費税額がない旨の証明書」

⑤入札参加資格に関する誓約書

(2) 申込先 〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県総務部管財課 財産活用推進室 公有財産グループ

5 入札及び開札

(1) 日時 令和2年9月16日（水）13時30分から

但し、入札保証金の收受がありますので、上記日時の30分前に会場へお越しください。

(2) 場所 大田市大田町大田イ1-3 大田集合庁舎 第1会議室

(3) 落札者の決定 入札終了後、即時開札し、予定価格以上の価格であって最高価格を入札された方を落札者とします。

(4) 注意事項 郵便による入札はできません。

※今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては日程を変更する可能性があります。

6 入札に参加できない者

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定のいずれかに該当すると認めるときから3年を経過しない者、また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 島根県税について未納の徴収金がある者
- (4) 消費税及び地方消費税について未納の税額がある者
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体
- (8) 入札参加に関して、県から指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者

7 無効となる入札

前項に掲げる者が行った入札及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第63条の各号に該当する入札

8 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の現金、または銀行が振出し、若しくは支払保証をした小切手を、入札当日の入札開始前に納付または提供してください。
- (2) 落札者の入札保証金は契約保証金の一部に充当することができます。なお、落札者が契約を締結しない場合は返還しません。
- (3) 落札者以外の入札保証金は入札終了後に返還します。

9 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の現金を契約前に納付してください。（契約保証金は売買代金の一部に充当します。）

10 その他入札及び契約等については、下記11の場所に備え付ける入札参加案内に記載のとおりとします。

11 物件概要、入札参加案内（契約条項等を含む。）及び物件状況確認書（告知書）を備え付ける場所

松江市殿町1番地 島根県総務部管財課財産活用推進室 公有財産グループ（TEL 0852-22-6416）

大田市大田町大田イ236-4 島根県西部県民センター県央事務所（TEL 0854-84-9572）

（なお、この公告に係る情報は、島根県のホームページに掲載しています。（島根県ホームページ>入札情報>管財課））

（以下余白）

物 件 概 要

物 件 名	元大田警察署公事田職員宿舍			
画地の所在	大田市温泉津町小浜字公事田イ529番11 大田市温泉津町小浜字公事田イ529番12			
地 積	332.68㎡ (公簿)	332.68㎡ (実測)	地 目	宅地
予 定 価 格 (最低入札価格)	金2,460,000円			
形 状 等	間口約22m(有効間口約9.8m)、奥行約18m(最大)の概ね台形状の平坦地。			
接面道路の幅員等	敷地西側で県道(温泉津停車場線)の本道部分から分岐した側道部分(幅員約4m)に接面しています。 敷地内の北西部分から出入りします。			
都 市 計 画 法 等 の 制 限	都市計画 区 域	非線引都市計画区域	用途地域	指定なし
	建ぺい率	70%	容 積 率	200%
	そ の 他 の 制 限	<p>(土砂災害防止法) 敷地全体が土砂災害警戒区域(急傾斜地、西町東B)に、敷地北側のごく一部が土砂災害警戒区域(土石流、小豆追谷)に、敷地西側のごく一部が土砂災害特別警戒区域(急傾斜地、西町東B)に、それぞれ指定されています。 ※ 土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。 ※ 土砂災害特別警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為を行う場合には島根県知事の許可が必要となります。また、居室を有する建築物の建築等を行う場合には、土砂災害に対する安全性が確保されるような構造の基準が定められるとともに、建築確認を受ける必要があります。</p> <p>(文化財保護法) 周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はありません。</p> <p>(土壌汚染対策法) 土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の区域指定はありません。</p> <p>(水質汚濁防止法) 水質汚濁防止法に係る有害物質使用特定施設の該当はありません。</p>		

【次頁に続く】

物 件 概 要

都 市 計 画 法 等 の 制 限	そ の 他 の 制 限	<p>(景観法) 大田市全域が、「景観計画区域」に指定されています。そのうち、本件土地は「普通地域」に該当します。一定規模以上の建築物の建築（新築・増改築・移転など）や大規模な開発行為などを行う場合には、原則として事前届出が必要となります。ただし、高さが13m以下及び4階建て以下並びに建築面積が1,000㎡以下のものは、届出不要です。</p> <p>(島根県屋外広告物条例) 「島根県屋外広告物条例」の許可地域に該当します。広告物等（自家用の広告物で表示面積10㎡以下のものを除く）を掲出しようとする場合には、事前に大田市長の許可が必要です。</p>		
供 給 処 理 施 設 の 状 況	電 気	引込可	公共下水道	引込可 (備考参照)
	上 水 道	引込可 (備考参照)	都市ガス	なし (個別プロパンガス)
	備 考	<p>(上水道) 西側道路本管：φ25mm（私設共有管） 引込管：なし 敷地内に給水管を引込む場合、上記私設共有管の利害関係人の給水分岐同意済みです。ただし、建築物の設計如何によっては、上記私設共有管の容量調整等が必要となりますので、利害関係人・管轄官公署等と十分協議の上、買受人の責任と負担において、これを行うものとします。 メーター権利：φ13mm×2口（参考：分担金 φ13mm 44,000円（税込）、φ20mm 88,000円（税込）） 敷地内には、上記のメーター権利があります。買受人において、メーター権利を増径される場合は、分担金の差額納付が必要となります（2口分の権利の合算は原則できません）。</p> <p>(公共下水道) 西側道路本管：一部までは整備済みですが、その先の敷地接道部分までは未整備です。 公共下水道に接続を希望する場合、買受人は公共ます設置申請書の提出及び受益者負担金（均等割額250,000円、施設の用途規模によっては排水人口割額の加算あり）の負担が必要となります。（なお、本管の未整備部分の敷設及び敷地内の公共ますまでは大田市が実施し、受益者負担金納付は本管整備後の翌年度の6月末日となります。また、公共ますの設置申請の提出時期によっては、整備までに相当の期間を要する場合があります。詳細は大田市上下水道部下水道課に確認ください）。</p> <p>(プロパンガス) プロパンガスを設置する場合は、買受人の負担と責任において、これを行うものとします。</p>		
交 通 条 件 公 共 ・ 公 益 施 設 等	<p>JR山陰本線「温泉津」駅 南西方約900m（道路距離）付近 大田市役所温泉津支所 西方約1,400m（道路距離）付近</p>			

【次頁に続く】

物 件 概 要

特 記 事 項	<p>1 建物解体図面によると、基礎、浄化槽等の地中埋設物等は撤去済と判断されますが、県では、その後のさらなる地中埋設物等の調査は行いません。買受人はそれを承認し、それを前提に本件土地を購入するものとします。</p> <p>また、県は、本件土地を現状有姿のままに買受人に引渡すものとし、万一、地中埋設物等があった場合の撤去・改良等については、買受人の責任と負担において、これを行うものとします。</p> <p>なお、入札参加の検討にあたって、地中埋設物等の調査を希望される場合は、事前に調査を行うことができます。詳しくは入札参加案内をご覧ください。</p> <p>2 本件土地の地盤・地耐力調査は行っていません。県は、本件土地を現状有姿のままに買受人に引渡すものとし、調査を要する場合には、買受人の責任と負担において、これを行うものとします。なお、入札参加の検討にあたって、地盤・地耐力調査を希望される場合は、事前に調査を行うことができます。詳しくは入札参加案内をご覧ください。</p> <p>3 本件土地内には、既設雨水枡2ヶ所が残置されています。県は、本件土地を現状有姿のままに買受人に引渡すものとし、残置物の撤去等を要する場合には、買受人の責任と負担において、これを行うものとします。</p> <p>4 現況と図面等が相違している場合は、現況を優先します。県は、本件土地を現状有姿のままに買受人に引渡すものとします。</p>
注 意 事 項	<p>1 交通条件等は概ねの距離であり、詳細は現地を直接ご確認ください。</p> <p>2 建築に当たっての法的規制の詳細は、購入後の利用目的に応じて市役所等に確認してください。</p> <p>3 購入後の土地利用に当たっての諸規制等については、購入後の利用目的に応じ、管轄官公署等に確認してください。</p> <p>4 本件土地の周辺敷地は、第三者の所有によるものであり、今後、建築物の建築等により周辺環境、日照、眺望等が変化する場合があります。</p>

注 この物件概要の記載内容を調査及び確認等した者は、島根県総務部管財課の担当職員です。（島根県に属する他の職員まで含むものではありません。）

調査及び確認した者が把握している事項について、物件概要に記載しています。

物件概要において、不明としている事項、調査していないとしている事項、入札参加者において確認をお願いしている事項について、購入後に、入札参加者にとって不利益となる事象が発生しても、県はその責任を負いません。

物件状況確認書（告知書）
（物件名 元大田警察署公事田職員宿舎）

物件の状況 本物件は、下記のとおり状況であります。

	項目	状況
土地	①境界確定の状況・越境	境界確定済み。越境物無し。
	②土壤汚染の可能性	職員宿舎及び現場仮設事務所以外の用途での敷地の使用履歴は不明。
	③地盤の沈下、軟弱	本件土地の地盤・地耐力調査は行っていません。県は、本件土地を現状有姿のまま買受人に引渡すものとし、調査を要する場合には、買受人の責任と負担において、これを行うものとします。
	④敷地内残存物（旧建物基礎・浄化槽・井戸等）	旧建物基礎、浄化槽は撤去済。 本件土地内には、既設雨水枡2ヶ所が残置されています。県は、本件土地を現状有姿のまま買受人に引渡すものとし、残置物の撤去等を要する場合には、買受人の責任と負担において、これを行うものとします。
周辺環境	⑤騒音・振動・臭気等	確認していない。
	⑥周辺環境に影響を及ぼすと思われる施設等	確認していない。
	⑦近隣の建築計画	確認していない。
	⑧電波障害	確認していない。
	⑨近隣との申し合わせ事項	敷地内に給水管を引込む場合、西側道路に埋設された給水管（私設共有管）の利害関係人の給水分岐同意済みです。ただし、建築物の設計如何によっては、当該給水管（私設共有管）の容量調整等が必要となりますので、利害関係人・管轄官公署等と十分協議の上、買受人の責任と負担において、これを行うものとします。
	⑩浸水等の被害	確認していない。
	⑪事件・事故・火災等	確認していない。
	⑫その他売主から買主へ引継ぐべき事項	<ul style="list-style-type: none">平成18年5月24日 職員宿舎としての用途を廃止。平成25年頃 建設関係の現場仮設事務所としての一時使用の用途を廃止敷地全体が土砂災害警戒区域（急傾斜地、西町東B）に、敷地北側のごく一部が土砂災害警戒区域（土石流、小豆追谷）に、敷地西側のごく一部が土砂災害特別警戒区域（急傾斜地、西町東B）に、それぞれ指定されています。 ※ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域については、「物件概要」に記載のとおり。公共下水道に接続する場合、買受人は受益者負担金（均等割額250,000円、排水人口割額あり）の納付が必要となります。現況と図面等が相違している場合は、現況を優先します。県は、本件土地を現状有姿のまま買受人に引渡すものとします。その他、「物件概要」に記載した事項。

令和 年 月 日

本物件の条件が上記のとおりであることを売主は、買主に告知しました。

【売主】松江市殿町1番地 島根県 島根県知事 丸山 達也

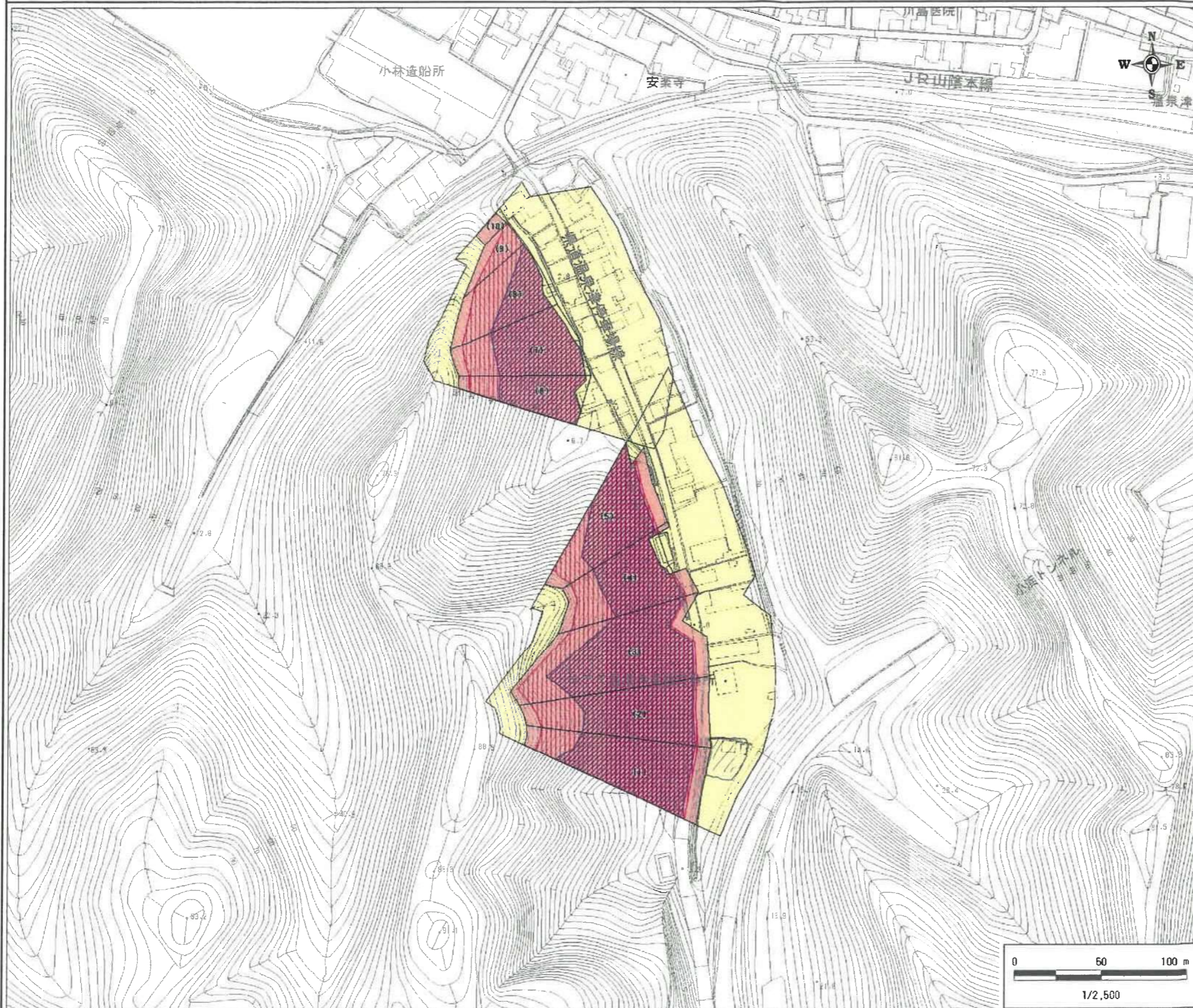
上記のとおり、売主より告知を受けました。

【買主】住所 氏名 印

既往箇所番号	I-1287, I-3013	基礎調査番号	132421A661121025	箇所名	西町東B
--------	----------------	--------	------------------	-----	------

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図

縮尺: 1/2,500



自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
基礎調査番号	132421A661121025
箇所名	西町東B
所在地	大田市温泉津町西町東

位置図 縮尺: 1/50,000



※この地図は、国土地理院の数値地図50000(地図画像)を使用したものである。

区域図凡例

	土砂災害警戒区域
土砂災害特別警戒区域 ((数字)は区分番号)	
	移動による力が100kN/m ² を超える区域
	堆積高が3mを超える区域
	それ以外の区域

道路区域は除く

土石等の力の大きさの表示

様式1-2(土石等の力の大きさ一覧表)
参照

告示履歴

告示年月日	
告示番号	
告示年月日	
告示番号	

既往箇所番号	I-1287, I-3013	基礎調査番号	132421A661121025	箇所名	西町東B
--------	----------------	--------	------------------	-----	------

箇所の区域図



箇所の概要

所在地			
郡・市	大田市	町・村	温泉津町
大字	西町東		

人家・公共的建物数		
土砂災害警戒区域内 (土砂災害特別警戒 区域内を除く)	人家	28
	公共的建物	0
土砂災害特別 警戒区域内	人家	2
	公共的建物	0

対策施設の有無	
対策施設あり(様式2-1参照)	

急傾斜地崩壊危険区域	
有 無	有
指定番号	第339号
危険区域名	西町1
指定年月日	平成12年4月

急傾斜地崩壊危険箇所	
有 無	有
既往箇所番号	I-1287, I-3013
既往箇所名	西町2,西町東1

調査年月	
航空写真撮影年月	平成12年7月・9月
現地確認年月	平成26年1月9日
基礎調査年月	平成19年2月23日

凡 例	
	土砂災害警戒区域
	土砂災害 特別警戒区域
	断面線(番号)



縮 尺
1:1,000

既往箇所番号

I-1287, I-3013

基礎調査番号

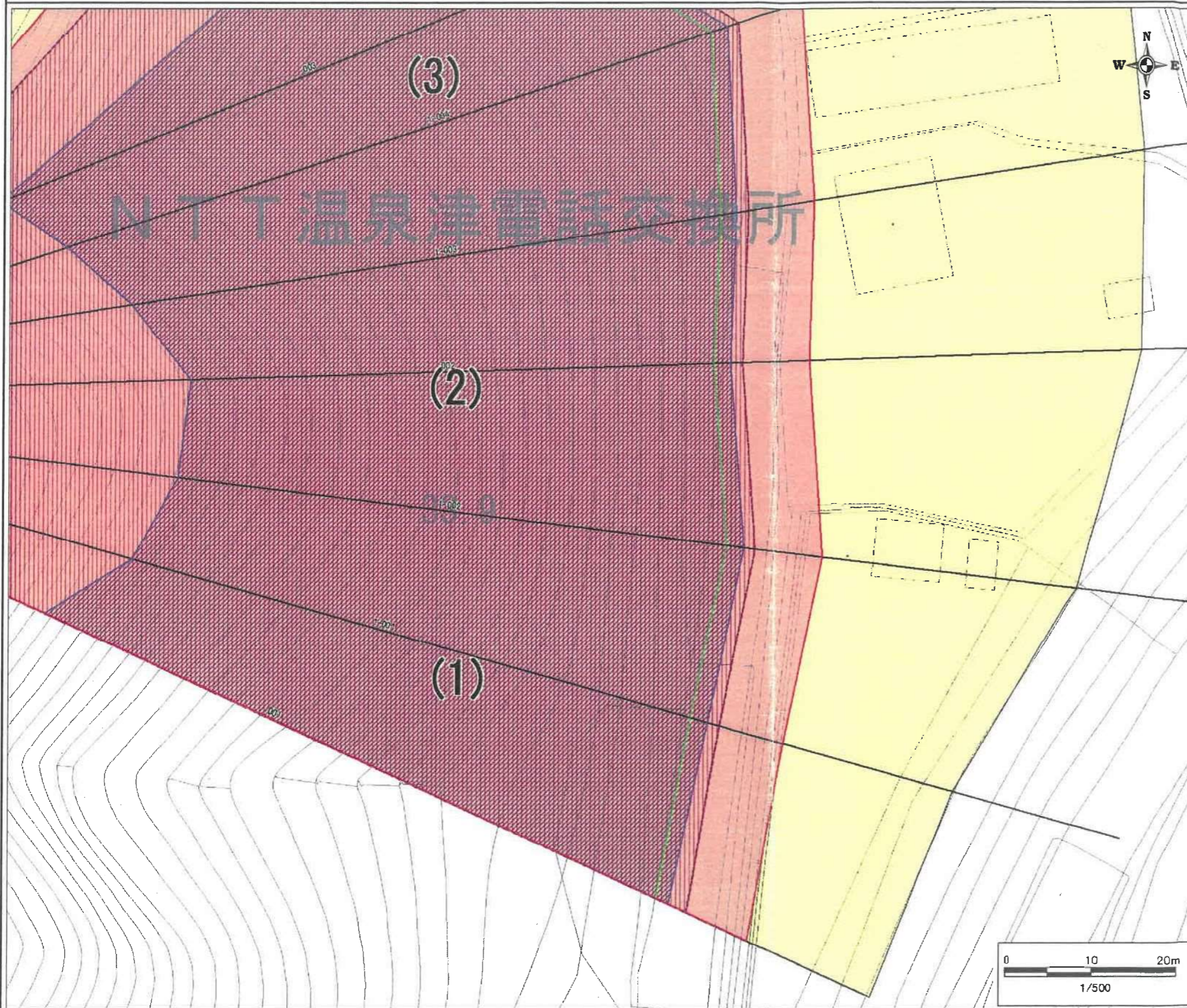
132421A661121025

箇所名

西町東B

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 参考図

縮尺:1/500



自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
基礎調査番号	132421A661121025
箇所名	西町東B
所在地	大田市温泉津町西町東

位置図 縮尺:1/50,000



※この地図は、国土地理院の数値地図50000(地図画像)を使用したものである。

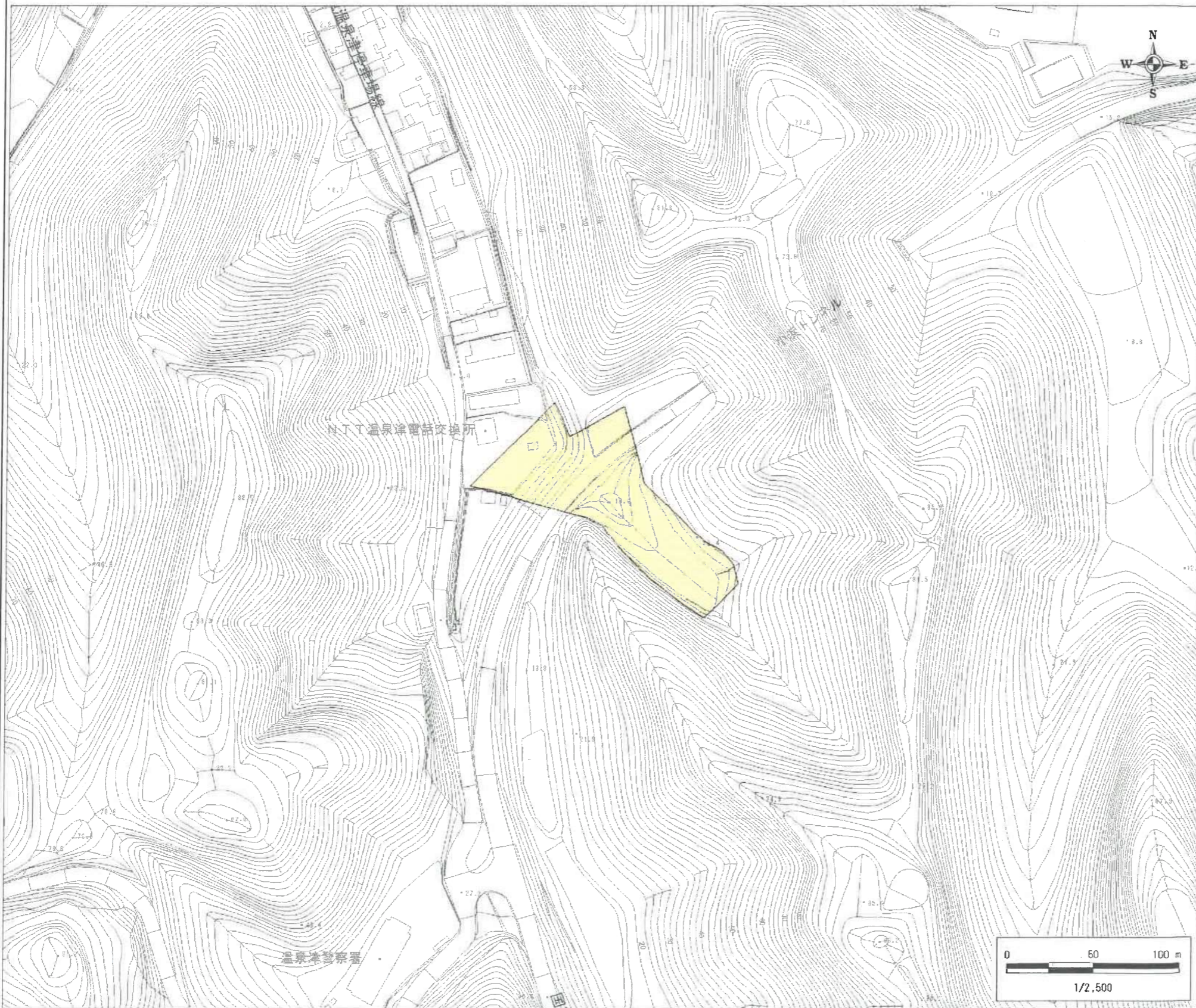
区域図凡例

- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域 ((数字)は区分番号)
- 移動による力が100kN/m²を超える区域
- 堆積高が3mを超える区域
- それ以外の区域
- 道路区域は除く
- 土砂災害特別警戒区域 (計算値)
- 移動による力が100kN/m²を超える区域
- 堆積高が3mを超える区域
- それ以外の区域
- 断面線番号 断面線
- 基準線
- 急傾斜地の範囲

この地図は縮尺1/2,500の地形図を1/500に拡大表示したものである。

土砂災害警戒区域 区域図

縮尺: 1/2,500



自然現象の種類	土石流
基礎調査番号	132421A660421066
箇所名	小豆追谷
所在地	大田市温泉津町高瀬



※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000 (地図画像)を複製したものである。(承認番号 平18総複、第934号)

区域図凡例

	土砂災害警戒区域
--	----------

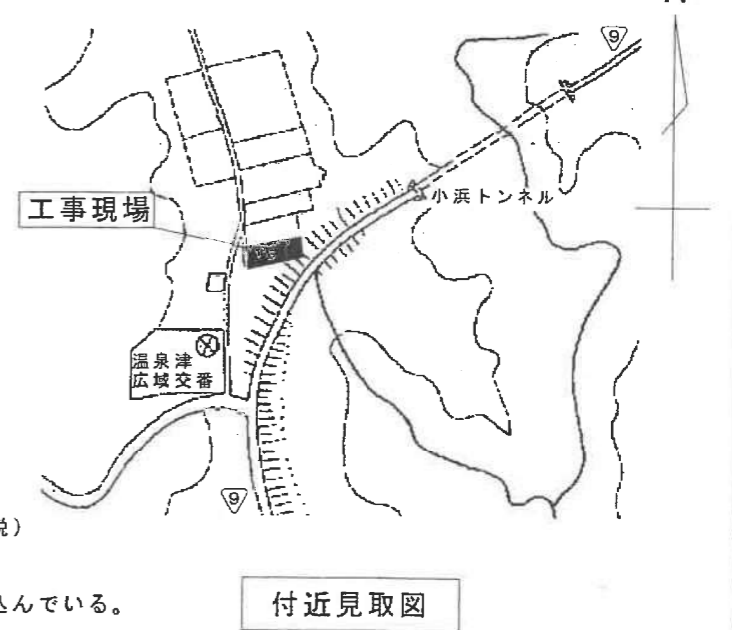
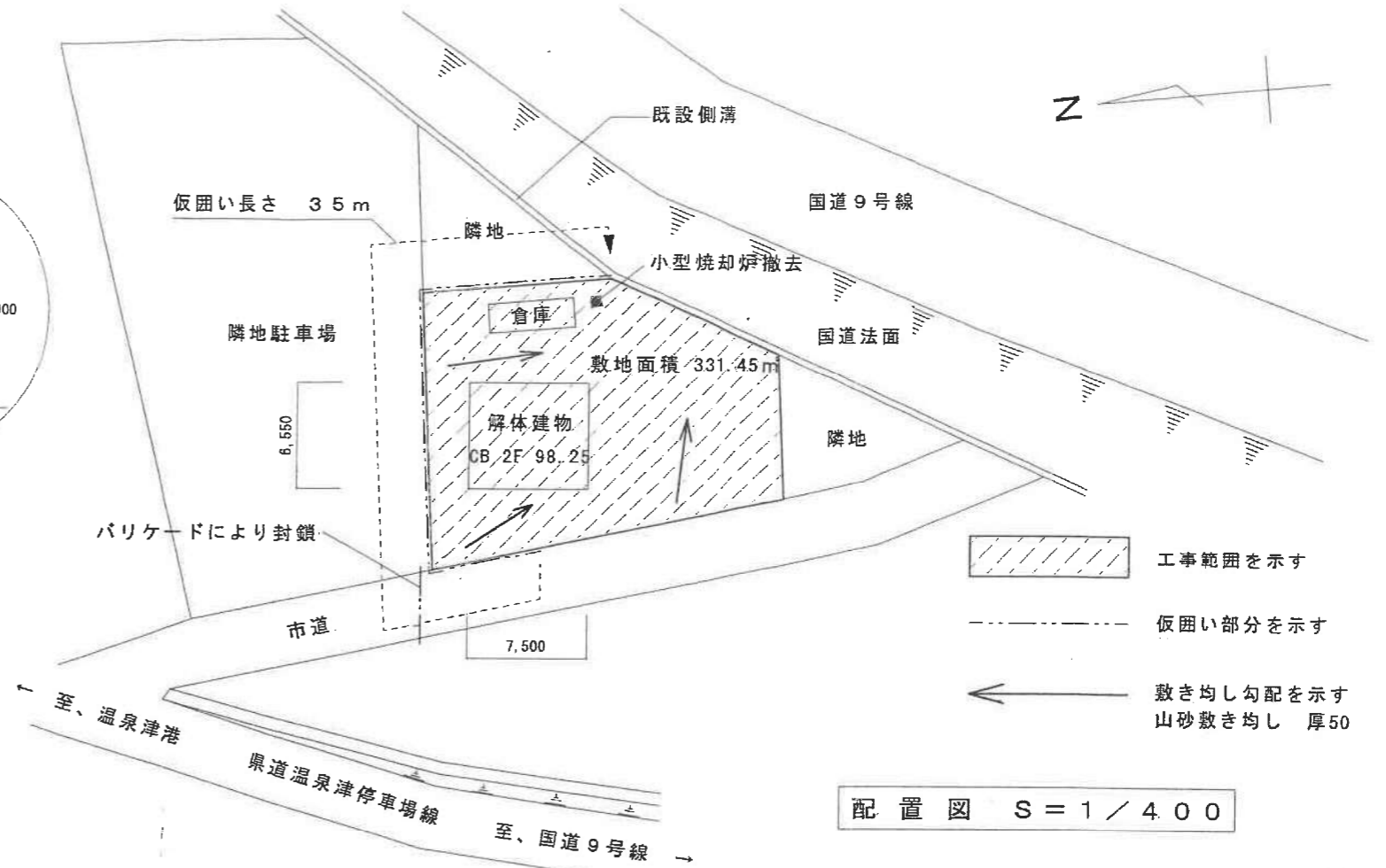
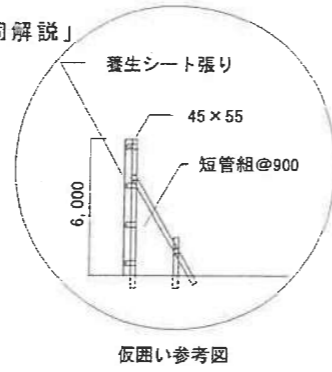
道路区域は除く

I 工事概要

工事場所 大田市温泉津町温泉津
 工事名 大田警察署公事田宿舎解体工事

II 工事仕様

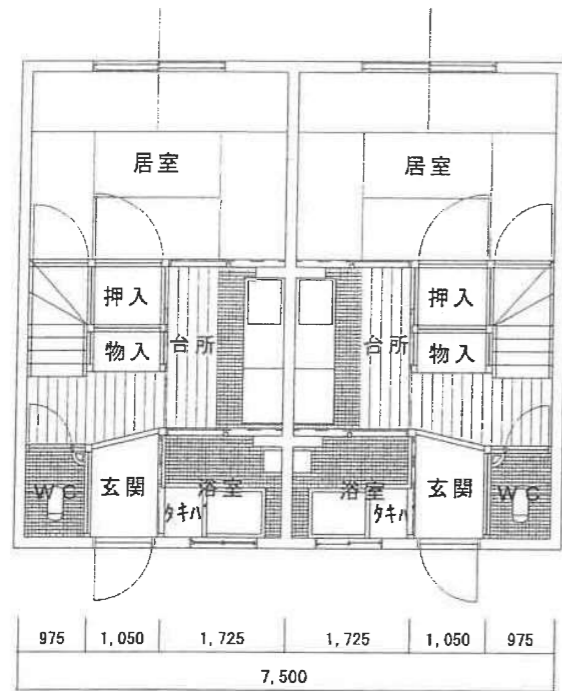
- 図面及び特記事項に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書・同解説」(平成18年度版)による。
- 特記事項
 下記の基準を適用する。
 (1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
 (2) 鳥根県建設副産物処理要領
- 工事写真として下記ものを提出する。
 (1) 工事中 カラーE判程度 1部
 (JIS A4判工事アルバムに貼付け提出)
 (2) 着工時及び完成時 同上 4部
 (JIS A4判工事アルバムに貼付け提出)
- 完成後15日以内に下記完成図を提出する。
 (1) 原図(設計原図訂正で可) 1部
- 発生材の処分
 (1) アスファルトコンクリート塊、セメントコンクリート塊、木材は再資源化施設に搬出し搬出調書を提出する。
 (2) 特別管理産業廃棄物は関係法令に従い適切に処理する。
 (3) 上記以外の発生材はすべて場外搬出し、関係法令に従い適切に処理する。
- 災害及び公害の防止
 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従い適切に実施しなければならない。
 (1) 解体材の粉塵の飛散、騒音等の防止。
 (2) 廃材の現地焼却はしてはならない。
- 仮設工事
 (1) 既設工事用水及び工事用電力は利用できない。
- 解体撤去工事
 (1) 解体は法令に従い分別解体を行うこと。
 (2) 解体中は十分な散水を行い周辺に埃等が飛散しないよう施工する。
 (3) 破碎機は、低騒音低振動型を使用し、打撃による破碎は絶対に行わない。
 (4) 発生材の運搬時にも、周辺に飛散しないよう十分に留意する。
 (5) 倉庫屋根に大波スレート及び庇裏に石綿セメント板が使用されており、アスベスト含有の恐れがあるため、破損しないよう留意すること。
 (6) 便槽は、汲み取り及び清掃、消毒を行い解体撤去する。
 (7) 基礎等地中工作物の撤去後、敷地内の雨水排水に留意し、厚50ほど山砂の類により盛土のうえ敷き均すこと。また、工事中敷地内の土が流出しないよう道路沿いには土嚢を設けること。
 (8) 水道については、既存止水栓より内側は撤去する。
 電気については、既存電柱からの引込線の撤去を行う。



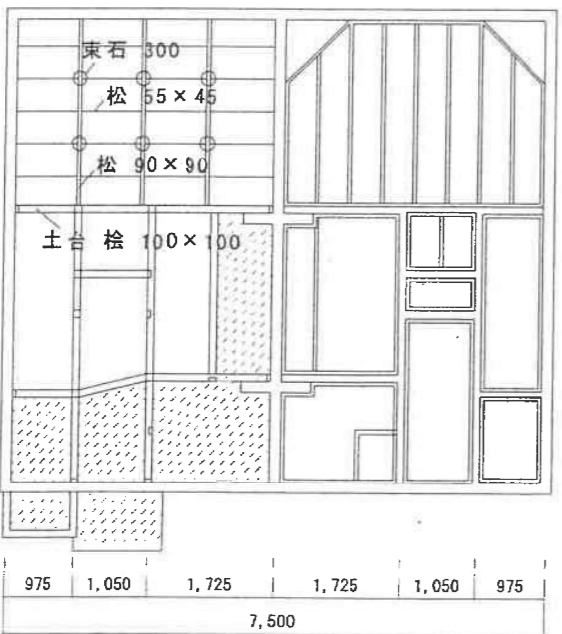
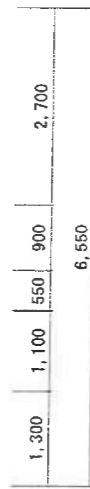
9. 廃棄物の処理

廃棄物の処理は廃棄物処理法及び関係法令等に基づいて下記事項を留意の上処理する。
 (1) 処理業者の許可範囲を確認する。
 (2) 処理前後の対比して処理状況が確認できる図面、写真等を提出する。
 (3) 本工事で発生する建設廃棄物のうち、鳥根県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理にかかる税(鳥根県産業廃棄物減量税)が課税されるので適正に処理すること。
 なお、本工事では鳥根県産業廃棄物減量税相当額を見込んでいます。

図面番号	工事名	図面種別	縮尺	設計・年月	所長	部長	企画幹	担当者	鳥根県県央県土整備事務所	
1(3)	大田警察署公事田職員宿舎解体工事	付近見取図 配置図	1/400	H19・1	(印)	(印)	(印)	(印)	設計者	1級建築士 第180505号 松本 誠司

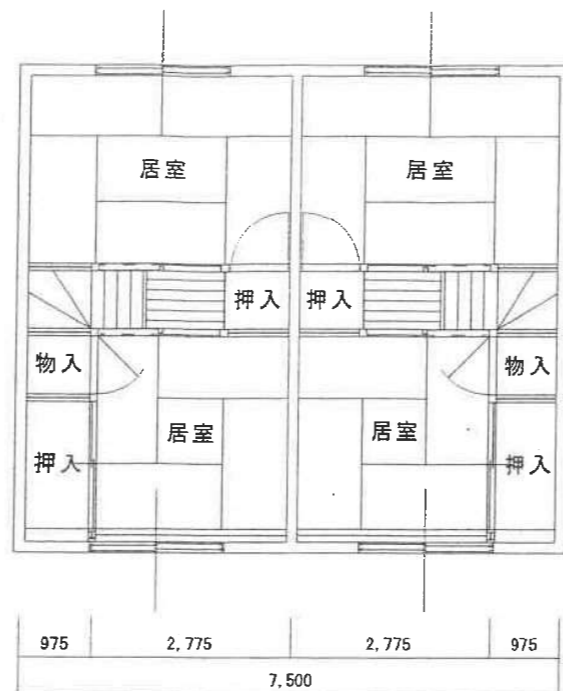
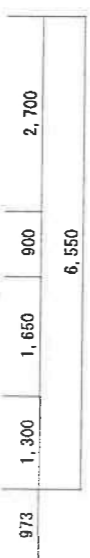


1階平面図

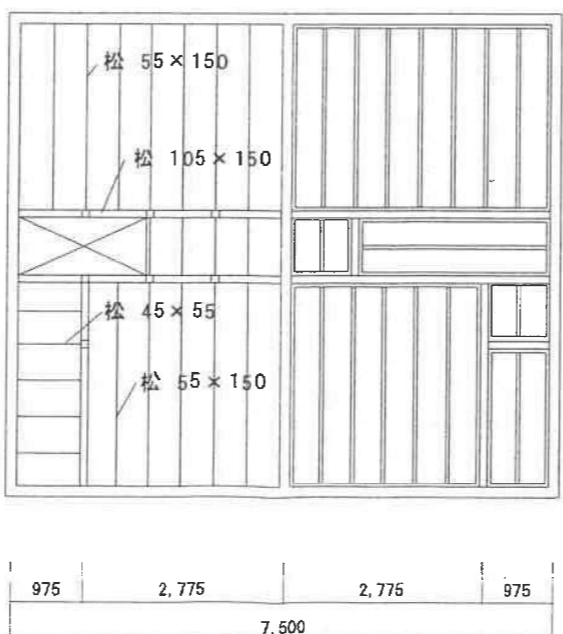


1階床伏図

1階天井伏図

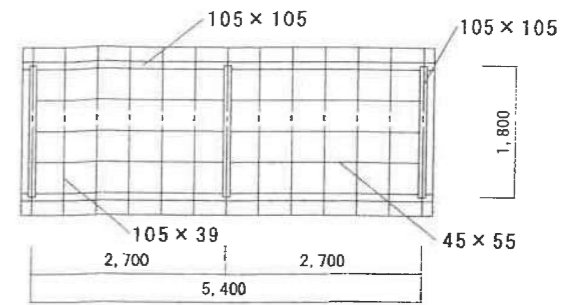
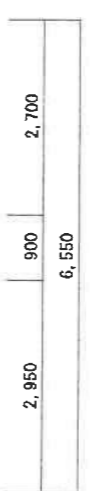


2階平面図

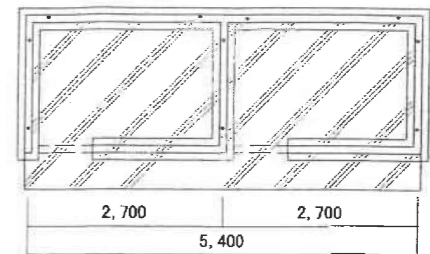


2階床伏図

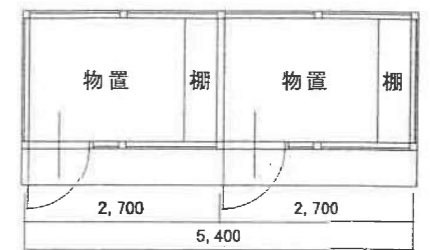
2階天井伏図



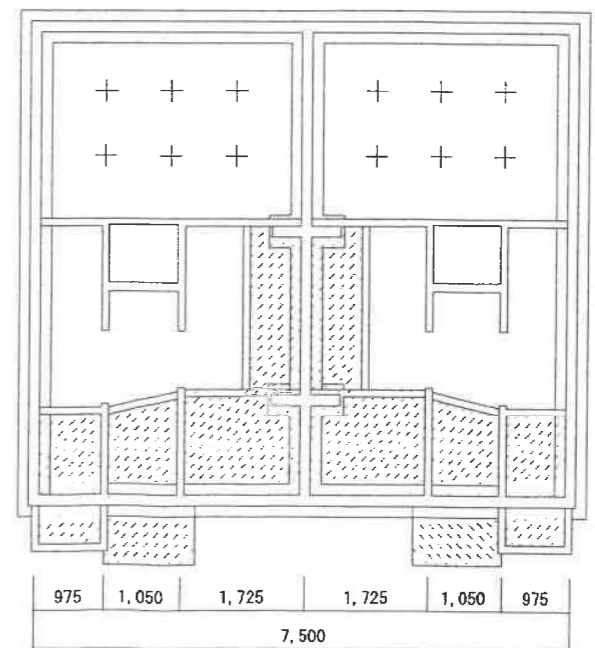
物置小屋伏図



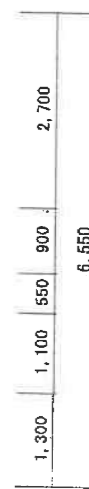
物置基礎伏図



物置平面図



基礎伏図



図面番号	工事名	図面種別	縮尺	設計・年月	所長	部長	企画幹	担当者
2(3)	大田警察署公事田職員宿舎解体工事	平面伏図 天井伏図 基礎伏図	1/100	H19.1				
					島根県県央県土整備事務所			
					設計者		1級建築士 第180505号 松本 誠司	

コンクリートブロック造 2階建て 98.25㎡



東立面図

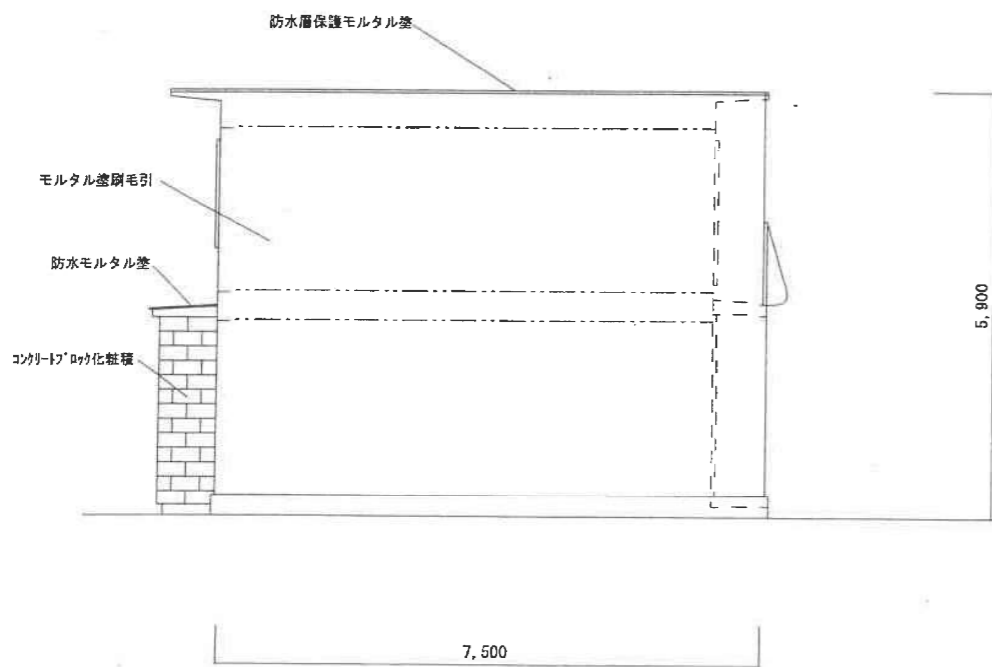


西立面図

※ ----- 臥梁位置をしめす。

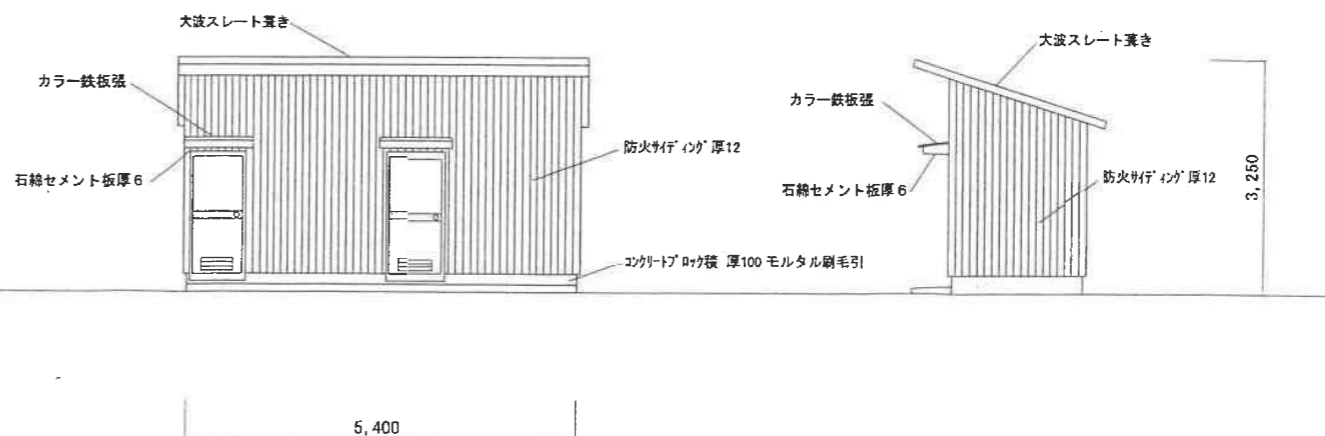
外部仕上表

外壁	屋根	玄関ポーチ	木部	物置外壁	物置屋根	物置軒裏	物置庇	物置基礎
モルタル塗刷毛引 撥水材吹付 一部化粧種	防水層保護モルタル塗 化粧目地切天端 モルタル塗	コンクリート打ち モルタル塗	木部・金属面ペンキ	防火サディング厚12	大波スレート葺き	隠し	カラー鉄板葺 底葺 石綿セメント板厚6	コンクリートブロック厚100 モルタル刷毛引



妻面立面図

木造 平屋建て 9.72㎡



物置立面図

図面番号	工事名	図面種別	縮尺	設計・年月	所長	部長	企画幹	担当者	島根県県央県土整備事務所	
3(3)	大田警察署公事田職員宿舎解体工事	立面図	1/100	H19・1					設計者	1級建築士 第180505号 松本 誠司

令和2年8月4日

入札参加案内

(一般競争入札による島根県有地売却のご案内)

物件名	元大田警察署公事田職員宿舎
所在	大田市温泉津町小浜字公事田イ529番 11、イ529番12
面積	土地 332.68㎡ (公簿・実測)
予定価格 (最低入札価格)	金2,460,000円
入札日 (入札参加申込期限)	令和2年9月16日 (令和2年9月9日)

【申込み・問い合わせ先】

島根県総務部管財課 財産活用推進室 公有財産グループ
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
TEL: 0852-22-6416
FAX: 0852-22-6037

1 物件

(1) 物件

【土地】

所在地	地目	面積（公簿・実測）
大田市温泉津町小浜字公事田イ529番11	宅地	280.45㎡
大田市温泉津町小浜字公事田イ529番12	宅地	52.23㎡

(2) 物件概要

- ① 物件概要に記載のとおり。
- ② 物件概要は、買受け希望者が物件の概要を把握するための資料です。
物件の詳細については、買受け希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査及び確認を行ってください。
- ③ 物件（土地）への建物の建築等について、「物件概要」に記載のほか法的規制の詳細は、購入後の利用目的に応じて管轄官公署等に確認してください。
- ④ 購入後の物件（土地）利用に当たっての諸規制等については、購入後の利用目的に応じ、管轄官公署等に確認してください。

(3) 物件状況確認書（告知書）

物件状況については、物件状況確認書（告知書）のとおりです。

落札者には、契約に先立って物件状況確認書（告知書）に、当該告知を受けた旨署名又は記名・押印していただく必要があります。

(4) 物件にかかる調査及び確認等について

この入札を実施するにあたって物件に係る調査及び確認等（入札関係書類に記載するための調査及び確認等）を行っておりますが、当該調査及び確認等は島根県総務部管財課の担当職員が行いました。

島根県に属する他の職員まで含むものではありませんので、ご注意ください。

(5) 入札関係書類の記載内容等について

入札関係書類には、調査及び確認等を行った者が把握している事項について記載しています。

これら書類において、不明としている事項、発見していないとしている事項、調査していないとしている事項、検証していないとしている事項、確認していないとしている事項、入札参加者において確認をお願いしている事項、その他入札にあたって不明確としている事項について、購入後に、入札参加者にとって不利益となる事象が発生しても、県はその責任を負いませんので、ご注意ください。

(6) 入札物件の引き渡しについて

入札物件は、現状有姿で引き渡します。

入札実施にあたって、県において把握していないため、あるいは認識が及ばなかったため、入札関係書類に記載していない事柄について、購入後に入札参加者にとって不利益となる事象が発生しても、県はその責任を負いませんので、ご留意ください。（契約書（案）において、県は物件が種類または品質に関して契約内容に適合しないこと（以下、「契約不適合」という。）による責任を負わない定めとしています。）

入札参加者において事前に現地を確認してください。

2 入札参加希望者が行う土地の調査について

(1) 入札参加の検討にあたって、地下埋設物調査・地盤調査等を希望される方は、ご連絡ください。

当該調査については、以下により受け入れますので、ご承知ください。

① 調査日、調査内容（例 地盤調査等）及び調査方法（例 画地の東側で貫入調査を行う等。）について、県と協議し、県の承諾を得たうえで調査を行ってください。

② 調査は、周辺土地、建物、居住者、通行人等に影響の無い方法で実施してください。

なお、調査により、周辺土地、建物、居住者、通行人等に損害を与えた場合は、調査を行った者がその責任を負うことをご承知ください。

③ 調査後は、土地を原状回復してください。

なお、原状に回復できない調査は、承諾しません。

(2) 調査結果を、県に情報提供してください。（文書情報及び画像情報による。ただし、軽易なことは口頭によることができます。軽易であるかの判断は県において行います。）

県に提供された情報は、次のとおり取り扱いますので、ご承知ください。

① 原則として、入札設定日時より後に、県の事務処理上（当該情報の開示を含む。）利用します。

② ただし、土地の瑕疵と判断される情報、及び土地に関し買受人に不利益であると判断される情報は、入札設定日時前であっても当該情報を開示します。（当該判断は県において行います。）

(3) 調査をされる方以外に入札参加者へ

県は、入札参加希望者が土地の調査を行い、その結果について情報提供を受け

た場合、上記（２）のとおり取り扱いますので、その旨ご承知ください。

3 入札事前説明会

入札に先立ち、現地の状況や境界等の説明及び入札手続き等の説明を現地にて行います。

入札事前説明会に参加を希望される場合、令和２年８月１７日（月）までに島根県総務部管財課公有財産グループ（TEL 0852-22-6416）まで、ご連絡ください。参加者があることを確認したうえで説明会を開催します。

そのうえで、次の日時に直接現地へお越してください。

日時・場所
令和２年８月２１日（金） １３時００分～ 現地 （現地説明の後、会場で説明）大田市大田町大田イ １－３ 大田集合庁舎 第１会議室

注 入札事前説明会に参加されることが入札参加要件ではありませんが、参加されなかったことによる不利益は入札参加者に帰します。

注 今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては日程を変更する可能性があります。

4 入札参加申込み

（１）入札参加資格

個人、法人を問わず、どなたでも入札に参加することができます。

ただし、次に掲げる事項に該当する方は参加できません。

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- ② 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項各号の規定のいずれかに該当すると認めるときから３年を経過しない者、また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。
- ③ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がある者。
- ④ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がある者。
- ⑤ 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の３の規定に該当する者。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号から第４号及び第６号の規定に該当する者。
- ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条に規定する観察処分を受けた団体。
- ⑧ 入札参加に関して、県から指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の

期間が継続中の者。

(2) 入札参加申込み

入札に参加を希望される方は、事前の申込みが必要です。

以下の期限までに郵送または持参にて以下の①～⑤の書類を提出してください。

入札参加申込期限	提出先
令和2年9月9日(水) 17時15分 必着	〒690-8501 島根県松江市殿町1番地(島根県庁4階) 島根県 総務部 管財課 財産活用推進室 公有財産グループ

【提出書類】

- ① 入札参加申込書
- ② 本籍地の市町村長の発行する身分証明書(提出日の3ヶ月以内に交付された原本)。
法人にあつては、現在事項全部証明書(提出日の3ヶ月以内に交付された原本)
- ③ 島根県の各県民センター所長又は隠岐支庁長が発行する「未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く。)がない旨の証明書」(提出日の3ヶ月以内に交付された原本)
- ④ 納税地を所管する税務署長が発行する「未納の消費税額及び地方消費税額がない旨の証明書」(提出日の3ヶ月以内に交付された原本)
- ⑤ 入札参加資格に関する誓約書

法人用の誓約書においては、全ての法人役員(全部事項証明書に記載されている全ての役員)の氏名及び生年月日を記載してください。

入札参加申込後、暴力団該当性について島根県警察本部に照会します。県を挙げての暴力団追放の取り組みですのでご承知ください。

注 共同で買受けされる場合は、「代表者選任届」により共同買受けの代表者を選任し、代表者の名前で入札参加申込書を作成してください。この場合、②～⑤の書類は共同買受人すべての方について必要となります。

(3) 代理人による入札

入札は、原則として入札参加申込みをされた方(法人の場合は代表者)に出席していただきます。

入札参加申込者が入札当日に都合が悪い場合は、委任状を提出することにより代理人が出席することができます。

入札参加申込者が法人で、従業員の方等が入札に出席される場合は、当該従業員の方等への委任状が必要です。

代理人が入札に出席される場合は、入札までに委任状を提出してください。

(4) 入札参加申込者数について

入札参加申込者数について県に問い合わせがあった場合、照会された時点の申込者数を回答します。

(5) 入札参加を取り止める場合

入札参加申込み後、参加を取り止める場合、入札参加辞退届を提出してください。

電話等で辞退の連絡があっても、入札参加辞退届が提出されるまでは入札に参加されるものとして入札準備をします。

なお、入札参加を辞退されても、そのことで入札参加者に不利益となることはありません。(ただし、入札参加申込みに要した費用の補償はありません。)

5 入札

(1) 入札日時及び会場

入札の日時及び会場は、以下のとおりです。

なお、当日は、入札に先だって入札保証金の收受を行います。

入札日時の30分前に会場にお越しください。

入札日時	入札会場
令和2年9月16日(水) 13時30分～	大田集合庁舎 第1会議室 大田市大田町大田イ1-3 ※入札控室 第2会議室

注1 入札保証金の收受に時間がかかった場合は、收受を了してから入札を開始します。(入札開始時刻を繰り下げます。)

注2 入札開始間際に会場に来られた方(入札参加申込みを済ませた方に限る。)について

入札執行者が入札開始を宣するまでに会場に来られた方については、入札参加を認めます。その場合は、その方の入札保証金收受に要する時間だけ入札開始時刻を繰り下げます。(繰り下げ後の開始間際に来られた方がある場合も同様の対応とします。)

注3 その他、入札執行者の判断により、入札開始時刻を繰り下げることがあります。

注4 今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては日程を変更する可能性があります。

(2) 入札回数

入札回数は1回のみです。

入札価格が同額の場合は、くじ引きによります。

(3) 入札に必要なもの

入札参加者は、入札当日に以下のものを必ず持参してください。必要な書類等の提出がない場合には入札に参加できません。

- ① 入札書（代理人による入札の場合は「代理人による入札用」の入札書としてください。）
- ② 代理人による入札の場合は委任状（入札前に提出）
- ③ 入札書に押印する印鑑（入札参加申込書と同じ印鑑。ただし、代理人による入札の場合は委任状の受任者の印鑑。）
- ④ 入札書を入れるための封筒1通
- ⑤ 入札保証金

(4) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の現金、または銀行が振出し、若しくは支払保証をした小切手を、入札当日の入札開始前に納付または提供してください。

落札者の入札保証金は契約保証金の一部に充当し、落札者以外の入札保証金は入札終了後に返還します。

また、落札者が島根県と契約しない場合は、返還しませんのでご注意ください。

注 小切手の場合は、入札会場の所在する市町村内の店舗を支払地としてください。

受取人については、持参人払いとしてください。

注 入札参加者は入札保証金の20倍までの額しか入札書に記載することができませんのでご注意ください。20倍を超える額を記載すると当該入札参加者の入札は無効となります。

(5) その他

入札書及び委任状（代理人による入札の場合）は、別添の用紙に万年筆又はボールペンで記入してください。特に入札金額は分かりやすく記入し、金額を書き誤った場合は、訂正せず書き直してください。

また、記名・押印（法人の場合は代表取締役の職印、代理人による入札の場合は委任状の受任者印と入札書の印が同一であること）が正しく行われているか確認してください。

入札参加申込書、委任状及び入札書等に押印された印影が繋がらない場合は、運転免許証等公的証明書等により、本人確認等させていただく場合があります。

(6) 落札者の決定

入札終了のうえは即時開札し、予定価格以上の価格であって最高価格を入札された方を落札者とします。

6 入札にあたって付す条件

入札に参加される方は、物件概要、入札参加案内の内容及び物件状況確認書（告知書）並びに県有財産売買契約書（案）を承諾されたものとみなします。

7 契約について

(1) 契約手続

① 落札された方は、落札決定の日から7日以内（落札日は不算入。）に、契約保証金を納付し、県と売買契約を締結しなければなりません。

② 契約保証金

売買契約を締結する際には、契約保証金（契約金額の100分の10以上に相当する金額の現金）を納付していただきます。

ただし、入札保証金を契約保証金に充当することが可能です。

契約保証金の納付をもって、契約締結となります。（契約保証金納付日が契約日となります。）

契約保証金は、県が発行する納入通知書により納付してください。

納入通知書は、入札日の翌開庁日に発行し郵送します。（落札者へ納入通知書が到達してから納入期限までの期間が短いのでご注意ください。なお、落札決定後、即日、現金又は小切手で納付することもできます。）

7日以内に契約保証金を納付されない場合（契約されない場合）は、落札は効力を失い、契約できなくなります。この場合、入札保証金はお返しいたしません。契約保証金は、県が発行する納入通知書により納付してください。

③ 物件状況確認書（告知書）

落札された方には、契約に先立って物件状況確認書（告知書）に、当該告知を受けた旨署名又は記名・押印していただく必要があります。

④ 契約書

契約保証金納付後、契約書を作成し、双方が署名又は記名、押印します。

双方が署名又は記名、押印した契約書を、すみやかに取り交わす必要がありますので、ご対応をお願いします。

なお、県が保有する契約書（落札者が発行する契約書）に貼付する印紙代は落札された方のご負担となります。

落札者が保有する契約書（県が発行する契約書）には印紙は貼付しません。

売買契約は、落札された方の名義で締結します。したがって、共同で買受けされる方は、共同買受け人すべての方の名義で締結することとなります。

8 契約条項について

(1) 契約条項

別添 県有財産売買契約書（案）に記載するとおり。

(2) 物件引き渡しまでの危険負担

契約締結時（契約保証金納付時）から物件の所有権移転時（残代金の納付時で同時に物件引き渡しとなる。）の間、双方の責任に帰することができない理由で、土地が滅失又はき損した場合、契約を解除することができます。

(3) 契約不適合責任

県は物件の契約不適合責任を負わない定めとしています。

購入後の、土地の不具合、土地利用に係る損害発生について、県は責任を負いません（ただし、消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、別途規定有。詳細は契約書参照）。

このことは、落札額の多寡によりません。（いくら高額で落札されても、このことについて県は責任を負いません。）

なお、入札参加をお考えの方は、検討にあたって、土地を事前に調査することができます。

地下埋設物調査及び地盤調査等を希望される方は、ご連絡ください。

(4) 契約後10年間の用途制限があります。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当する方の事務所、住宅又はこれらに類するものの用途に供してはならないこと。
- ② 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はこれらに類するものの用途に供してはならないこと。
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供してはならないこと。
- ④ 上記①から③までに掲げる用途に供するおそれのある第三者へ譲渡し、又は貸付けてはならないこと。

(5) 契約後、契約者が契約書に規定する義務を履行しない場合は、売買契約を解除する場合があります。

9 売買代金の納入

- (1) 売買代金（契約締結の際に納付された契約保証金を売買代金の一部に充当し、その残金。）は、県が発行する納入通知書により納付していただきます。
- (2) 納入期限については、契約締結前に落札された方と協議しますが、おおむね契約締結日から2ヶ月以内とします。
- (3) 売買代金が納入期限内に納付されない場合は、売買契約を解除します。この場合、契約保証金は違約金として県に帰属することとなり、お返しいたしません。
- (4) 契約保証金は、その受入れ期間について利息を付けません。

10 所有権の移転及び登記について

所有権は、売買代金が完納された時に、県から買受人へ移転し、物件を現況のまま引渡します。

所有権の移転登記は、売買代金の完納が確認された後、県において嘱託します。登記嘱託に係る手数料は不要ですが、所有権移転登記に係る登録免許税は落札された方の負担となります。

なお、共同買受け人すべての方の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権移転登記を行います。

11 物件引渡しについて

現況と図面等が相違している場合は、現況を優先します。県は、本件土地を現状有姿のままで買受人に引渡すものとします。

12 物件引渡し後について

- (1) 水道に関する給水装置の修理や配管の移設等、並びに公共下水道に関する汚水枳の修理及び排水管の移設、その他公共下水道がない場合の浄化槽設置等に要する費用は、県では負担しません。

上下水道、電気及び都市ガスなど供給処理施設の引込みが可能である場合に、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、県では、補修や引込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出及びそれらの手続きは、行いません。

建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問合せのうえ、買受人において対応してください。

- (2) 立木の伐採、雑草の草刈り、切り株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸等、地上・地下・空中工作物の補修・撤去等の負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、県では行いません。

1 3 入札情報の開示等について

入札結果に関する事項について、県に問い合わせがあった場合は、落札金額及び落札者（所有権移転登記完了までは法人であるか個人であるかについてのみ。所有権移転登記完了後は法人名、個人名まで。）を回答します。

なお、入札後の契約事務及びその他の物件引き渡し事務等において、落札者の実名をあげて手続きする場合がありますので、ご承知ください。

1 4 その他

不動産の取引・所有に係る税については、入札参加者において、各自確認してください。

県有財産売買契約書（案）

売主島根県（以下「甲」という。）と買主（以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産の売買契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有する次の県有財産（以下「物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

所在	地目	面積（公簿・実測）
大田市温泉津町小浜字公事田 イ529番11	宅地	280.45㎡
大田市温泉津町小浜字公事田 イ529番12	宅地	52.23㎡

（売買代金）

第2条 物件の売買代金（以下「代金」という。）は金 円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。

- 既納の入札保証金 円は、前項の契約保証金の一部に充当するものとする。
- 第1項に規定する契約保証金には、利息を付さないものとする。
- 甲は、乙が次条に規定する義務を履行したときは、第1項に規定する契約保証金を代金の一部に充当する。
- 乙が次条に規定する義務を履行しないときは、第1項に規定する契約保証金は、甲に帰属するものとする。

（代金の納付）

第4条 乙は、代金と前条に規定する契約保証金との差額、金 円を令和 年 月 日までに甲の発行する納入通知書により甲に納付しなければならない。

（所有権の移転および登記の嘱託）

第5条 物件の所有権は、乙が代金を完納したときに、乙に移転するものとする。
2 乙は、物件の所有権が移転したときは、当該所有権の移転登記に必要な書類を甲に提出し、甲は、すみやかに当該所有権の移転登記を登記所に嘱託するものとする。

（物件の引渡し）

第6条 物件は、所有権移転と同時に甲から乙に対し引き渡されたものとする。

（双方の責めに帰すことができない事由による履行不能）

第7条 甲および乙は、この契約締結のときから、物件の所有権の移転のときまでの間において、物件が甲および乙の責に帰すことができない理由により滅失またはき損して本契約の履行が不可能となったとき、互いに書面によりその相手方に通知して、本契約を解除することができる。

- 前項によって本契約が解除されたときには、甲は乙に対し、契約保証金等を含め受

領済みの金員を無利息にて速やかに返却する。

(契約不適合責任)

第8条 乙は、民法および本契約の他の条項に関わらず、引き渡された物件が、種類または品質に関して契約内容に適合しないこと（以下、「契約不適合」という）を理由として、履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることができない。ただし、甲の故意または重過失による債務不履行その他、契約の趣旨に照らし民法第1条第2項に規定する信義誠実の原則および公正取引に反すると認められる事情があるときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、乙は契約不適合があった場合に、乙がその不適合を知った時から1年以内にその旨を甲に通知したものに限り、履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることができる。

3 前項での損害賠償の範囲は、売買代金の額を限度とする。

(用途制限等)

第9条 乙は、この契約締結の日から10年を経過するまでの期間（以下「指定期間」という。）、物件を次の各号に掲げる用途に供してはならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者の事務所、住宅またはこれらに類するものの用途

(2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はこれらに類するものの用途

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業および同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途

2 乙は、指定期間が満了するまでは、物件を前項各号の用途に供するおそれのある第三者へ譲渡し、または貸付けてはならない。

(実地調査等)

第10条 甲は、前条の指定期間が満了するまでは、物件について随時調査し、または乙に対し、必要な報告を求めることができる。

2 乙は、前項の規定による甲の調査を拒み、もしくは妨げ、または同項の報告を怠ってはならない。

(違約金)

第11条 乙は、第9条または前条第2項に規定する義務に違反したときは、次に定める額を甲に違約金として納付しなければならない。

(1) 第9条に規定する義務に違反したときは、代金の30パーセントに相当する額

(2) 前条第2項に規定する義務に違反したときは、代金の10パーセントに相当する額

2 前項に規定する違約金は、違約罰であって、第15条に規定する損害賠償またはその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく、この契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 乙が第9条および前条第2項に違反する場合その他この契約による義務を履行し

ないとき。

- (2) 甲が義務の全部または一部の履行が不能であるとき。
- (3) 乙がその義務の全部または一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき、または同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき。

（返還金等）

- 第13条 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さないものとする。
- 2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
 - 3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金および乙が物件に支出した必要費、有益費その他いっさいの費用は償還しない。

（乙の原状回復義務）

- 第14条 乙は、甲が第12条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が物件を原状に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還することができる。
- 2 乙は、前項ただし書の場合において、物件が滅失またはき損しているときは、その損害賠償として、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に納付しなければならない。
 - 3 乙は、第1項の規定により、物件を甲に返還するときは、同時に物件の所有権移転登記承諾書を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）

- 第15条 甲は、乙がこの契約に規定する義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

（返還金の相殺）

- 第16条 甲は、第13条第1項の規定により代金を返還する場合において、乙が第11条に規定する違約金または第14条第2項もしくは前条に規定する損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する代金とこれらの全部または一部と相殺する。

（登記の費用）

- 第17条 物件の所有権の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

（契約の費用）

- 第18条 この契約の締結および履行に必要ないっさいの費用は、すべて乙の負担とする。

（疑義の決定等）

- 第19条 この契約書の各条項の解釈について疑義を生じたとき、またはこの契約書に規定しない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（特約条項）

- 第20条 別記特約条項のとおりとし、前条までの条項の内容が特約条項の内容と抵触する場合には、特約条項の内容が優先されるものとする。

特 約 条 項

- 1 建物解体図面によると、基礎、浄化槽等の地中埋設物等は撤去済と判断されますが、甲では、その後のさらなる地中埋設物等の調査は行いません。乙はそれを承認し、それを前提に本件土地を購入するものとします。
また、甲は、本件土地を現状有姿のまま乙に引渡すものとし、万一、地中埋設物等があった場合の撤去・改良等については、乙の責任と負担において、これを行うものとします。
- 2 本件土地の地盤・地耐力調査は行っていません。甲は、本件土地を現状有姿のまま乙に引渡すものとし、調査を要する場合には、乙の責任と負担において、これを行うものとします。
- 3 本件土地内には、既設雨水枡2ヶ所が残置されています。甲は、本件土地を現状有姿のまま乙に引渡すものとし、残置物の撤去等を要する場合には、乙の責任と負担において、これを行うものとします。
- 4 敷地内に給水管を引込む場合、西側道路に埋設された給水管（私設共有管）の利害関係人の給水分岐同意済みです。ただし、建築物の設計如何によっては、当該給水管（私設共有管）の容量調整等が必要となりますので、利害関係人・管轄官公署等と十分協議の上、乙の責任と負担において、これを行うものとします。
- 5 公共下水道に接続する場合、乙は受益者負担金の納付が必要となります。
- 6 プロパンガスを設置する場合は、乙の負担と責任において、これを行うものとします。
- 7 現況と図面等が相違している場合は、現況を優先します。甲は、本件土地を現状有姿のまま乙に引渡すものとします。

以 上

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 売主 島根県松江市殿町1番地
島根県
島根県知事 丸山 達也

(乙) 買主 住所
氏名

入札参加申込書

令和 年 月 日

島根県知事様

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

TEL _____

下記の島根県有財産売却に係る一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて申し込みます。

記

物件

物件名 元大田警察署公事田職員宿舎
所在 大田市温泉津町小浜字公事田イ529番11、イ529番12
面積 332.68㎡（公簿・実測）

注1 法人の場合は、法人の本店所在地、法人名、代表者氏名を記載し、代表者印を押印してください。

注2 複数の方が共同で買受けされる場合は「代表者選任届」を添付のうえ、代表者の名前で入札参加申込を行ってください。

提出先
〒690-8501
島根県松江市殿町1番地
島根県総務部管財課 財産活用推進室 公有財産グループ
TEL: 0852-22-6416

代表者選任届

令和 年 月 日

島根県知事様

私達は、下記物件を共同買受けするため、代表者として、

住所 _____

氏名 _____

を選任し、入札に関する一切の行為を代表させます。

なお、債務は各自連帯して負担します。

記

1 共同買受けしようとする物件

物件名 元大田警察署公事田職員宿舎
所在 大田市温泉津町小浜字公事田イ529番11、イ529番12
面積 332.68㎡（公簿・実測）

2 共同買受け人

(代表者) 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

TEL _____

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

TEL _____

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

TEL _____

入札参加資格に関する誓約書

私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者でないことを誓約します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

島 根 県 知 事 様

注1 印影は、入札参加申込書の印影と同一のものを使用してください。

注2 共同買受けする場合は、買受人ごとに提出してください。

委任状

令和 年 月 日

島根県知事様

(委任者)

住所 (法人の場合は所在地)

氏名 (法人の場合は法人名及び代表者名)

印

私は、次の者を代理人と定め、下記事項の権限を委任します。

(受任者)

住所

氏名

印

記

島根県有地（元大田警察署公事田職員宿舎【大田市温泉津町小浜字公事田イ529番11、イ529番12】）売却の入札に関する一切の権限

注1 委任者欄

- ① 土地等を購入される方（入札参加申込書に記載された方）の住所及び氏名を記入し、押印してください。
- ② 委任者の印影は、入札参加申込書の印影と同一のものを使用してください。
入札参加申込書と印影が繋がらない場合は、委任の有無について確認させていただく場合があります。
- ③ 法人の場合で、入札参加申込書に記載された法人代表者以外の方が入札会場へ来場される場合は、当該代表者から入札会場へ来場される方（個人）への委任状が必要です。

注2 受任者欄

土地等を購入される方（入札参加申込書に記載された方）に代わって、入札会場へ来場される方（個人）の住所及び氏名を記入し、押印してください。

入札書

十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

ただし、元大田警察署公事田職員宿舎

大田市温泉津町小浜字公事田イ529番11、イ529番12

面積 土地：332.68㎡（公簿・実測）

上記のとおり、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）その他現地等を承知のうえ入札します。

令和 年 月 日

島根県知事様

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

注1 入札金額の記載は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

注2 印影は、入札参加申込書の印影と同一のものを使用してください。

入札参加申込書と印影が繋がらない場合は、運転免許証等公的証明書により本人確認させていただく場合があります。

注3 法人の場合は、法人の本店所在地、法人名、代表者氏名を記載し、代表者印を押印してください。（当該代表者以外の方が入札会場へ来場されるときは、委任状により委任を受け、代理人による入札用の入札書を使用してください。）

入札書

(代理人による入札用)

十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

ただし、元大田警察署公事田職員宿舍

大田市温泉津町小浜字公事田イ529番11、イ529番12

面積 土地：332.68㎡（公簿・実測）

上記のとおり、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）その他現地等を承知のうえ入札します。

令和 年 月 日

島根県知事様

委任者 住所（法人の場合は所在地）

氏名（法人の場合は法人名及び代表者名）

代理人 住所

氏名 印

注1 入札金額の記載は算用数字を使用し、最初の数字の前に「〒」を記入してください。

注2 委任者欄 委任状に記載された委任者の住所及び氏名を記入してください。（押印は不要です。）

注3 代理人欄 受任者（委任状に記載された受任者）の住所及び氏名を記入し、押印してください。印影は、委任状に押印した受任者の印影と同一のものを使用してください。委任状と印影が繋がらない場合は、運転免許証等公的証明書により本人確認させていただく場合があります。

案内図



安楽寺

温泉津駅

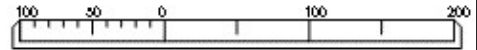
9



元大田警察署公事田職員宿舎

温泉津IC

縮尺 1 : 5000



表題部 (土地の表示)		調製	平成19年10月29日	不動産番号	2802005032223
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	大田市温泉津町小浜字公事田			余白	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
イ529番11	警察職員住宅敷地	331		余白	
余白	余白	279		③イ529番11、イ529番13に分筆〔平成2年3月20日〕	
余白	余白	余白		管轄転属により登記 平成19年10月29日	
余白	余白	280		③錯誤 〔平成20年3月11日〕	
余白	宅地	280 45		②③昭和42年5月16日地目変更 〔平成24年11月28日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和42年11月29日 第1399号	原因 昭和42年11月13日交換 所有者 島根県 順位3番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成19年10月29日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

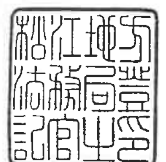
(松江地方法務局出雲支局管轄)

令和2年7月17日

松江地方法務局

登記官

田中裕幸



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成19年10月29日	不動産番号	2802005032224
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	大田市温泉津町小浜字公事田			[余白]	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
イ529番12	畑	52		[余白]	
[余白]	宅地	52.05		②③年月日不詳地目変更 〔平成3年2月8日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	[余白]	管轄転属により登記 平成19年10月29日	
[余白]	[余白]	52.23		③錯誤 〔平成20年3月11日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成2年8月31日 第4491号	原因 平成2年7月24日交換 所有者 島根県 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	管轄転属により登記 平成19年10月29日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

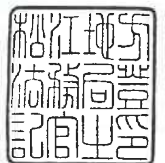
(松江地方法務局出雲支局管轄)

令和2年7月17日

松江地方法務局

登記官

田中裕幸



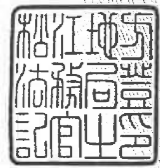
公用

登記年月日：平成20年3月11日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(松江地方法務局出張支局管轄)
令和2年7月17日
松江地方法務局

登記官

田中裕幸



① 1529-11 H20.3.11

地番 1529-11 地積測量図

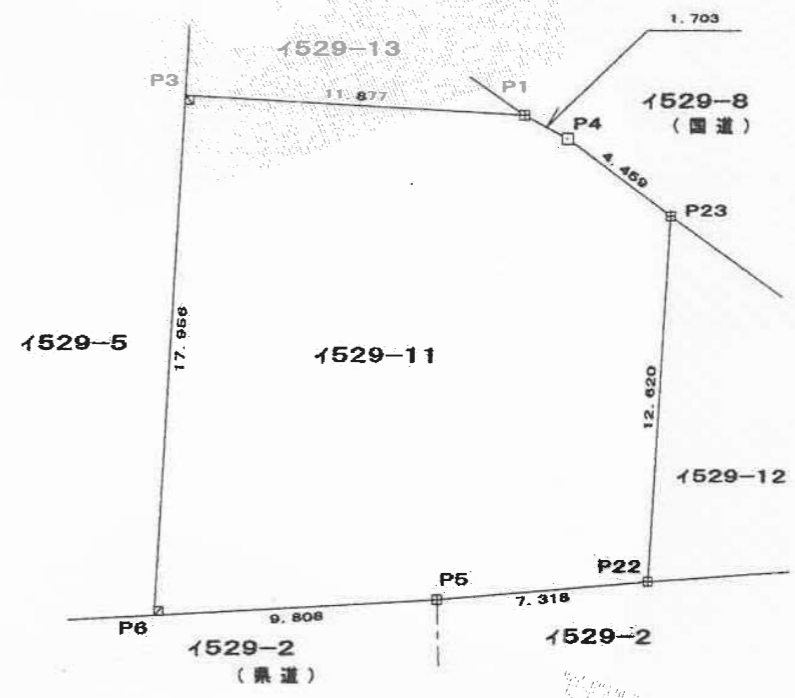
土地の所在 大田市温泉津町小浜字公事田

地図番号 2-28 (世界測地系)

平成20年 〇 月 〇 日登記(処理)

座標求積表

測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距離
P6	-101139.787	16452.858	-146114.472160	9.808
P5	-101149.579	16453.448	-281057.798736	7.318
P22	-101156.889	16454.088	-131879.515320	12.620
P23	-101157.594	16466.687	47012.391385	4.459
P4	-101154.014	16469.345	83614.864565	1.703
P1	-101152.517	16470.156	218311.917780	11.877
P3	-101140.759	16470.818	209673.513140	17.956
倍面積				560.900654
面積				280.4503270
地積				280.45 m ²



杭錐凡例

田	コンクリート杭
□	同上
◇	同上

備考 0800105

単位 m

(長源納)

作製者 大田市大田町吉永1399-1 和田公一 (土地家屋調査士) 平成20年2月13日作製

申請人 島根県警察本部長 大橋 亘

縮尺 1/250

0257453

公用

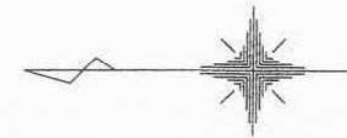
登記年月日：平成20年3月11日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(松江地方務局出雲支局管轄)
令和2年7月17日 松江地方務局

① T529-12

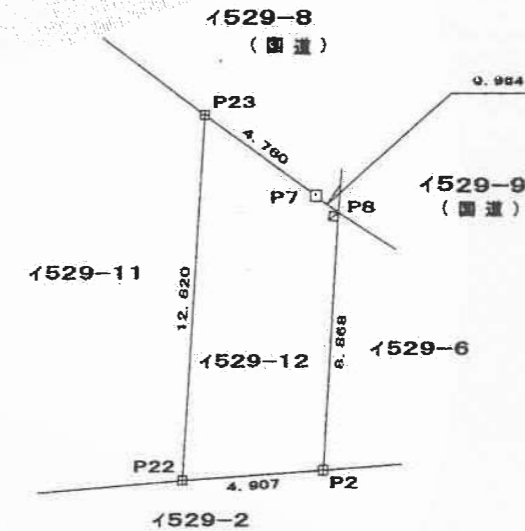
地番 T529-12	1529-12	地積測量図
土地の所在	大田市温泉津町小浜宇公事田	
地図番号	こ2-28	(世界測地系)

平成20年3月11日登記(処理)



座標求積表

地番	① 1529-12			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距離
P22	-101156.869	16454.088	-68597.092872	4.907
P2	-101181.763	16454.444	-88475.545388	8.868
P8	-101162.246	16463.319	4906.069082	0.984
P7	-101161.465	16463.917	76590.141884	4.760
P23	-101157.594	16466.687	75680.893452	12.620
	倍面積	104.466138		
	面積	52.2330690		
	地積	52.23 m ²		



杭標凡例

田	コンクリート杭
□	同上
☒	同上

単位, m

(長源納)

備考 0800105

作製者	大田市大田町吉永1399-1 土地家屋調査士 和田公一	平成20年2月13日作製
-----	--------------------------------	--------------

申請人	島根県警察本部長 大橋 直	縮尺 1/250
-----	---------------	----------

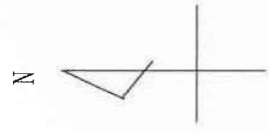
0257454

登記官

田中裕幸



イ 198-1 △ 1526-2 ※ 1526-6 † 1529-1 † 1529-12 † 1529-3
 ロ 1920-2 □ 1526-5 † 1527-2 † 1529-10 † 1529-13 † 1529-13



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

請求部	所在	大田市温泉津町小浜字公事田	地番	1529番11	種類	旧土地台帳附属地図
出力縮	縮尺不明	精度区分	座標系 番号 は記号	地図に準ずる図面	分類	補事項
作成年月日	付年月日 (原図)					

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。
 (松江地方務局出雲支局管轄)

令和2年7月17日
 松江地方務局



田中裕幸

登記官

請求番号：16-2
 (1/2)

公用

1529-4
1529-6
1529-7
1531-1
1531-3
1531-5
1533-5
1533-6
1533-7
1533-8
1534-1
1534-2
1534-4
1538

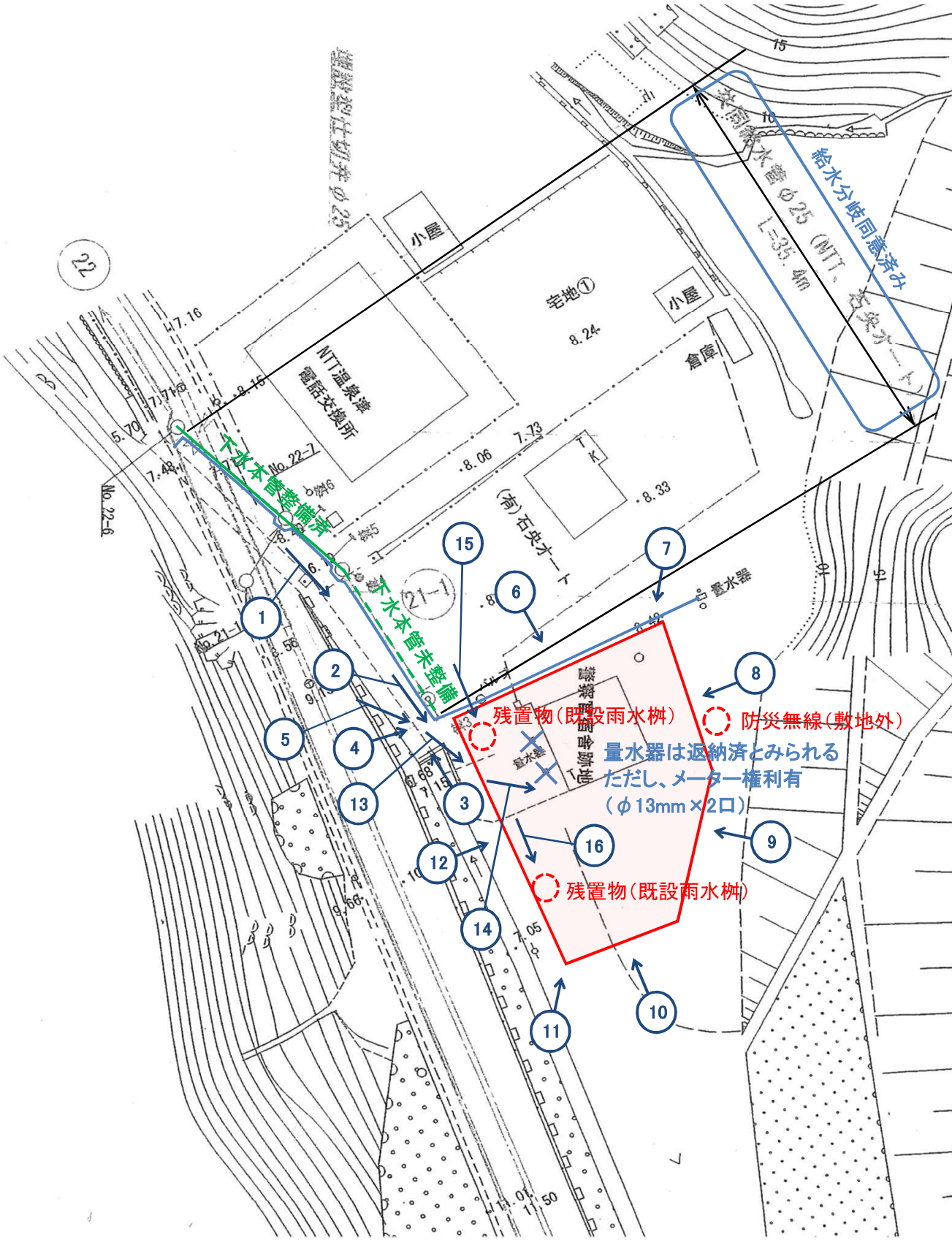
フ
ワ
カ
ヨ
タ
レ
ソ
ツ
ネ
ナ
ラ
ア
ウ

現地写真撮影方向図

○ → 写真撮影方向・番号

物件名：元大田警察署公事田職員宿舎

本物件の位置・形状等は概形です。現地を正確に特定したものではありません。



現地写真

物件名：元大田警察署公事田職員宿舍

①



撮影日：R2.6.5

②



撮影日：R2.6.5

現地写真

物件名：元大田警察署公事田職員宿舎

③



撮影日：R2.6.5

④



撮影日：R2.6.5

現地写真

物件名：元大田警察署公事田職員宿舎

⑤



撮影日：R2.6.5

⑥



撮影日：R2.6.5

現地写真

物件名：元大田警察署公事田職員宿舎

⑦



撮影日：R2.6.5

⑧



撮影日：R2.6.5

現地写真

物件名：元大田警察署公事田職員宿舎

⑨



撮影日：R2.6.5

⑩



撮影日：R2.6.5

現地写真

物件名：元大田警察署公事田職員宿舎

⑪



撮影日：R2.6.5

⑫



撮影日：R2.6.5

現地写真

物件名：元大田警察署公事田職員宿舍

⑬



撮影日：R2.6.5

⑭



撮影日：R2.6.5

現地写真

物件名：元大田警察署公事田職員宿舍

⑮

遠景

残置物(既設雨水桝)

撮影日：R2.6.5



⑮

近景

残置物(既設雨水桝)

撮影日：R2.6.5



現地写真

物件名：元大田警察署公事田職員宿舍

⑬

遠景

残置物(既設雨水桝)

撮影日：R2.6.5



⑬

近景

残置物(既設雨水桝)

撮影日：R2.6.5



境界標写真撮影方向図

写真撮影方向・番号

物件名：元大田警察署公事田職員宿舍

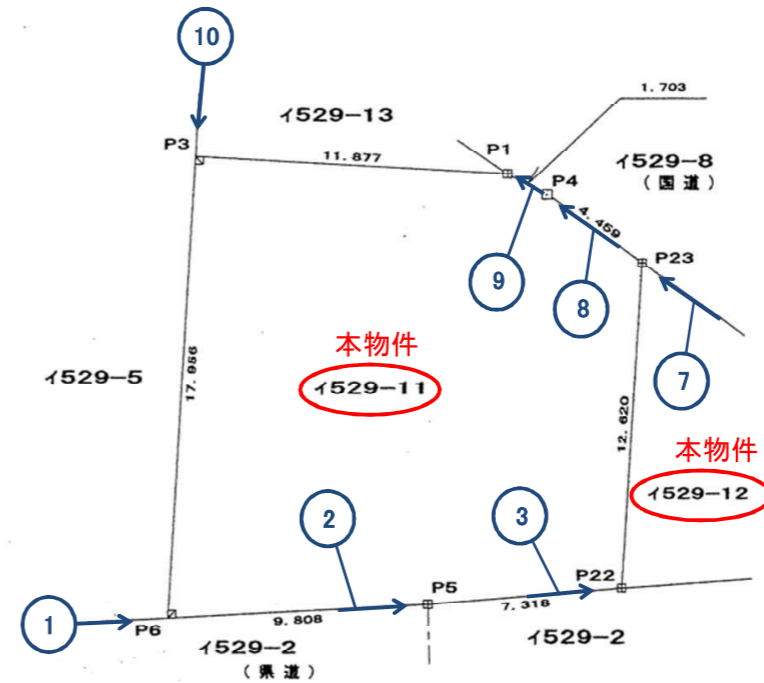
登記年月日：平成20年3月11日

① 1529-11 H20.3.11
 地番 1529-11 地積測量図
 土地の所在 大田市温泉津町小浜字公事田
 地図番号 こ2-28 (世界測地系)

平成20年〇月〇日登記(処理)

座標求積表

地番	① 1529-11			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距離
P6	-101139.787	16452.888	-145114.472160	9.808
P5	-101149.579	16453.448	-281057.798736	7.318
P22	-101156.869	16454.088	-131879.515320	12.620
P23	-101157.594	16466.687	47012.391385	4.459
P4	-101154.014	16469.345	83614.864565	1.703
P1	-101152.517	16470.156	218311.917780	11.877
P3	-101140.759	16470.818	209673.513140	17.956
	倍面積	560.900654		
	面積	280.4503270		
	地積	280.45 m ²		



杭標凡例

田	コンクリート杭
□	同上
☑	同上

備考 0800105

単位, m

(長源納)

作製者 大田市大田町吉永1399-1 和田公一
 土地家屋調査士 平成20年2月13日作製)

申請人 島根県警察本部長 大橋 亘

縮尺 1/250

0257453

境界標写真撮影方向図

写真撮影方向・番号

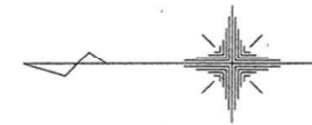
物件名：元大田警察署公事田職員宿舍

登記年月日：平成20年3月11日

① T529-12

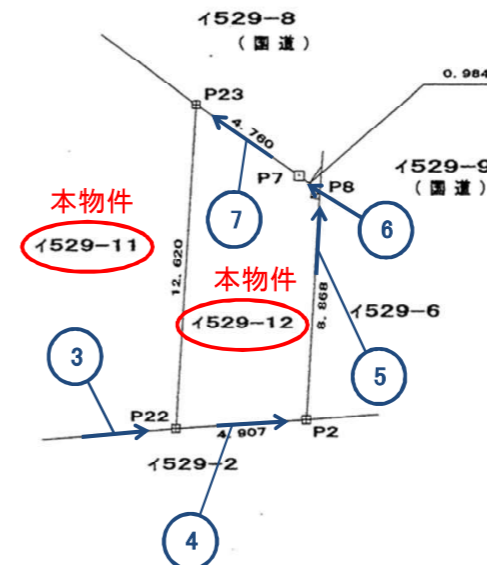
地番	1529-12	地積測量図
土地の所在	大田市温泉津町小浜字公事田	
地図番号	こ2-28	(世界測地系)

平成20年3月11日登記(処理)



座標求積表

測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距離
P22	-101156.869	16454.088	-68597.092872	4.907
P2	-101161.763	16454.444	-88475.545388	8.868
P8	-101162.246	16463.319	4906.069062	0.984
P7	-101161.465	16463.917	76590.141884	4.760
P23	-101157.594	16466.687	75680.893452	12.620
	倍面積		104.466138	
	面積		52.2330690	
	地積		52.23 m ²	



杭標凡例

田	コンクリート杭
□	同上
☒	同上

単位, m

(長源納)

備考 0800105

作製者 大田市大田町吉永1399-1 和田公一 (平成20年2月13日作製)
土地家屋調査士

申請人 島根県警察本部長 大橋 亘

縮尺 1/250

0257454

境界標写真

物件名：元大田警察署公事田職員宿舎

①

遠景

P6

コンクリート杭

撮影日：R2.6.5



①

近景

P6

コンクリート杭

撮影日：R2.6.5



境界標写真

物件名：元大田警察署公事田職員宿舍

②

遠景

P5

コンクリート杭

撮影日：R2.6.5



②

近景

P5

コンクリート杭

撮影日：R2.6.5



境界標写真

物件名：元大田警察署公事田職員宿舍

③

遠景

P22

コンクリート杭

撮影日：R2.6.5



③

近景

P22

コンクリート杭

撮影日：R2.6.5



境界標写真

物件名：元大田警察署公事田職員宿舎

④

遠景

P2

コンクリート杭

撮影日：R2.6.5



④

近景

P2

コンクリート杭

撮影日：R2.6.5



境界標写真

物件名：元大田警察署公事田職員宿舎

⑤

遠景

P8

コンクリート杭

撮影日：R2.6.5



⑤

近景

P8

コンクリート杭

撮影日：R2.6.5



境界標写真

物件名：元大田警察署公事田職員宿舎

⑥

遠景

P7

コンクリート杭

撮影日：R2.6.5



⑥

近景

P7

コンクリート杭

撮影日：R2.6.5



境界標写真

物件名：元大田警察署公事田職員宿舎

⑦

遠景

P23

コンクリート杭

撮影日：R2.6.5



⑦

近景

P23

コンクリート杭

撮影日：R2.6.5



境界標写真

物件名：元大田警察署公事田職員宿舎

⑧

遠景

P4

コンクリート杭

撮影日：R2.6.5



⑧

近景

P4

コンクリート杭

撮影日：R2.6.5



境界標写真

物件名：元大田警察署公事田職員宿舎

⑨

遠景

P1

コンクリート杭

撮影日：R2.6.5



⑨

近景

P1

コンクリート杭

撮影日：R2.6.5



境界標写真

物件名：元大田警察署公事田職員宿舍

⑩

遠景

P3

コンクリート杭

撮影日：R2.6.5



⑩

近景

P3

コンクリート杭

撮影日：R2.6.5

